

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和8年6月26日

区 民 委 員 会

速 報 版

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後１時２７分開会

○渡辺ひであき委員長 おはようございます。定刻前でございますけれども、全員おそろいですので、ただいまから区民委員会を開会させていただきます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 まず初めに、私より記録署名員２名を御指名申し上げます。

太田委員、はたの委員、よろしくお願いをいたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、管理職の紹介を副区長からお願いいたします。

○副区長 おはようございます。私から区民委員会所管の部長級職員を紹介いたします。

田ヶ谷正区民部長です。

茂木聡直地域のちから推進部長です。生涯学習支援室長を兼務いたします。

私からは以上です。

○渡辺ひであき委員長 続いて、区民部長から所管の課長級職員の紹介をお願いいたします。

○区民部長 区民部長の田ヶ谷でございます。私からは、区民部内の課長級職員を紹介いたします。

秦章雄課税課長です。

鈴木和広納税課長です。

村本浩史特別収納対策課長です。福祉部特命担当課長及び足立福祉事務所特命担当課長を兼務いたします。

山本克広戸籍住民課長です。

早崎直人国民健康保険課長です。

加藤鉄也高齢医療・年金課長です。

私からは以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 御苦労さまです。

続いて、地域のちから推進部長から所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○地域のちから推進部長 よろしくお祈いします。

私からは、地域のちから推進部内及び生涯学習支援室内の課長級職員を紹介いたします。

江川博文地域調整課長です。絆づくり担当課長兼務いたします。

早川将基住区推進課長です。

原田裕介多様性社会推進課長です。

江連嘉人地域文化課長です。生涯学習支援課長を兼務いたします。

天野健司スポーツ振興課長です。

福本慎二中央図書館長です。

河合郁子図書館サービスデザイン担当課長です。

私からは以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 御苦労さまでした。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、所管事項を議題といたします。

所管事項につきましては、既に資料を配付いたしましたので、説明に代えさせていただきます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、議案の審査に移ります。

初めに、（１）第５５号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○区民部長 私からは、議案第５５号 足立区特別区税条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案説明書説明資料の２ページをお開きくださ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

い。

項番１の特別区民税の改正内容を改正、延長、新規の３つに分けて御説明いたします。

初めに改正です。

（１）は、自己の同族会社である法人との合計で株式保有割合が３％以上となる場合に、新たに住民税配当割の対象とするものです。

（２）は、法改正による条項ずれを整理するものです。

（３）は、年金額が一定以上で、扶養親族等を有する者の提出義務者の範囲を拡大するものです。

（４）は、令和９年度までとされていた適用期間の制限を撤廃するものです。

次に延長です。

（５）は、住宅ローン控除の入居期限を令和１２年までに、控除適用期限を令和２５年度までに延長するものです。

（６）は、適用期限を令和１２年度まで延長するものです。

（７）は、適用期限を令和１１年度まで延長するなどの見直しです。

次に新規です。

（８）は、申告分離課税制度の導入でございます。

それぞれの施行年月日は、項番２に記載のとおりでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○佐々木まさひこ委員 それでは、私の方から幾つかお尋ねをいたします。

まず、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の範囲の拡大ということで、この解説の中で年金額が一定以上という記載がございますが、この一定以上の年金額とは幾らから幾らまでを言っているのか教えてください。

○課税課長 一定金額というのは、住民税の非課税

ラインの１５５万円以上を言っております。

○佐々木まさひこ委員 そういう方々が、本人が障がい者、寡婦１人や当然、扶養親族等を有する者は提出義務があることは分かってらっしゃると思うのですが、そういった方々に提出義務が生じるということだというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○課税課長 佐々木委員のおっしゃるとおりでございます。

○佐々木まさひこ委員 あとセルフメディケーション税制ですね、これも令和９年度までということですが、時限が払われて撤廃になって、恒久的にセルフメディケーション税制の恒久化ということになるわけですが、これも私もアレグラ、耳鼻科でもらって飲んでたのですが、今度お医者さんでもらうと２５％上乘せされるので、今度はお店で買ってます。その方が安いんですよね。そうすると、セルフメディケーション税制で年末に控除を受けることももしかすると可能になるということになるのだろーと思います。

そういったこととか、あと住宅ローン控除などの延長等々、区民の皆様にとって非常に身近な税制改正でございますけれども、これらは一時的にはどこが周知するべき義務というか、負うのでしょうか。

○課税課長 一時的には所得税の関係なので、国の税務署になるかとは思いますが。

○佐々木まさひこ委員 ただ、基礎自治体として一番区民に近い足立区としても、ホームページなんか見ると、こういった税制の改正をちゃんとホームページに載せてる自治体もあるようですので、丁寧にお知らせしていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○課税課長 もちろんホームページの方でも周知させていただくとともに、個別に御相談がありましたら、その辺を確認していきたいと思っております。

○佐々木まさひこ委員 以上です。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 私の方から何点か質問させていただきます。

まず、特定大口株主の配当等の課税の見直しなのですけれども、この新たに住民税配当割の対象とするというふうになってるのですが、これまでは個人単独の持ち株割合が3%未満であっても、同族会社の保有分と合算して3%以上になる株主は、総合課税の対象だったのだけれども、個人の株主だけれども、その同族会社の保有分については、なかなか把握しづらいということで、これまで5%の個人住民税が加算されていたのが、今回は所得税と住民税の5%合わせた課税が適用されるというふうな変更だと思うのですが、どうでしょうか。

○課税課長 おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 そうすると、特にこの大口株主というのは、いわゆる高額所得層という方の株主の配当金については、課税が強化されるということだと思うのですが、どうでしょうか。

○課税課長 おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 今回の改正によって、不公正な税制が若干改善されるという内容だと思います。

それと、3番の公的年金等受給者の扶養親族等の申請と提出義務者の範囲拡大なのですが、これは今回、所得税の基礎控除が引き上げられたことによって、公的年金等の収入額が205万円未満の人については、扶養親族等の申告書の提出が必要なくなったということなのだと思いますけれども、個人の住民税の方については、基礎控除の引上げが行われなかったために、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大するための改正だと思いますけれども、どうでしょうか。

○課税課長 はたの委員のおっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 これもし提出しない場合は、公的年金等から差し引かれる控除は基礎控除のみと

なってしまって、配偶者控除や障がい者控除が受けられなくなる場合が生じてしまうと思うのですが、どうでしょうか。

○課税課長 はたの委員のおっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 そういった意味では、やっぱり区の方として、こういう対象になった方に丁寧に説明をするか周知をして、ちゃんとこの控除が受けられるように是非区としてやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○課税課長 その辺はホームページ等の御案内も含めて、周知をしてまいりたいと思います。

○はたの昭彦委員 是非よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あとセルフメディケーション税制の恒久化ということなのだと思いますけれども、私たちはこのセルフメディケーション税制については、OTC類似薬の保険外しの背景があって、それと一体のものだということで、セルフメディケーション税制がどうなのか、OTC類似薬の保険外しと一体だということではいるのですが、この改正がないと、これまでこのセルフメディケーション税制によって控除を受けられた方が受けられなくなってしまうと思いますが、いかがでしょうか。

○課税課長 おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 そういう意味では、いろいろあるけれども、必要な改正というか、恒久化なのかというふうに思っています。

それと、最後にこの暗号資産に関わる課税の特例の創設で新たに★★わけですが、なかなか難しく私もよく分からない部分があったのですが、もともと暗号資産というのは、株と同じように商品として取引されて、利益を得るというようなことで利用されてる部分が多いと思うのですが、それに対する暗号資産取引で生じた利益は雑所得として課税をされてたというこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

となのですけれども、今回の改正によって分離課税を導入することによって、実質的な税負担が減るというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○課税課長 実質的には減るものでございます。

○はたの昭彦委員 こういった分離課税をやっぱり導入して、負担率を減らすことによって、不公平な税制が固定化される恐れがあるのではないかと思いますし、暗号資産の金融商品化や税負担の軽減が実体経済を伴い、課税がマネーゲームや投機を助長することも懸念されると思うのですけれども、区の認識はどうでしょうか。

○課税課長 はたの委員おっしゃるとおりが絶対ないとは言えない状況であると思います。

○はたの昭彦委員 そういうこともあるのですけれども、ただ、株取引よりもこの暗号資産によって取引、マネーゲームといっても変だけれども、金融利益を得ている方というのは、数的には少ないと思うのですけれども。区内でこれどれぐらいの方が、こういった金融商品によって取引というのやってるのか、分かったら教えてください。

○課税課長 これまで雑所得として、こちらの方申告していただいたのですが、雑所得というのはこの暗号化資産以外にも様々な収入がございますので、システム的に出るかどうかやろうと思ったのですが、ちょっと難しかったのです。ただ、そんなに数が多いものではないと思います。

○渡辺ひであき委員長 はたの委員、そっから先は個人の判断によって分かれることですので。

○はたの昭彦委員 最後に、例えば株取引と比べると、暗号資産の取引件数というのは、★★かなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○渡辺ひであき委員長 分からないことは分からんと言ってください。

○課税課長 おっしゃるとおりです。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見を願います。

○しぶや竜一委員 先ほど来からありますように、徹底した周知を我々からも要望しまして、可決でお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員 可決でお願いします。

○はたの昭彦委員 今言った特定暗号資産等に関わる課税の特例の創設、やっぱこれは非常に問題があると思うのですけれども、ただ区民に関わる部分では非常に少ないというふうに思われます。それとともに、ほかの案件については必要なこの部分だと思しますので、先ほど言った公的年金受給者の扶養等の申告書の提出義務については、しっかりと周知していただくようお願いして、賛成としたいと思います。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 では、これより採決いたします。

本案は、可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、可決すべきものとすることに決定をいたしました。

次に、第56号議案 権利の放棄についてを単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○地域のちから推進部長 区民委員会議案資料地域のちから推進部の資料の方をお開きください。

2ページになります。

権利の放棄についてでございます。未返却図書資料に関する返還請求権でございます。返却見込みがない未返却の図書資料について、返還請求の権利を放棄したいと思っております。

項番1、放棄する権利の内容でございます。返却記述から10年経過した資料及び返却期日から5年経過かつ督促先不明の資料についてでございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

項番の2でございます。債務者及び対象資料です。151名、金額にしますと50万5,935円になります。

項番の3、未返却資料の減少に向けた主な取組でございます。

(1) 新たな未返却資料を発生させない取組として、資料だとかブックポストの設置に取り組んでおります。

(2) 早期督促の推進ということで、こちらア、イ、ウということで示させていただきました。

(3) 長期未返却資料に関する督促強化ということで、金銭による請求を催告書に記載して発送しているところでございます。

3ページでございます。

項番の4、権利の放棄の件数の推移でございます。こちらグラフと表で示してあるとおりでございます。

項番の5、今後の方針でございます。これまでの取組による効果を検証して、未返却の図書資料の更なる削減につながるよう、努めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

○太田せいいち委員 先ほど御説明いただきまして、これまでの対策プランに基づく対応で大幅に未返却資料、権利放棄の金額件数が削減されたことにつきまして、大変感謝するところでございます。

督促アクションの中で、電話、訪問という項目がありますが、これは実質的にどなたが対応しているのか、教えていただけますでしょうか。

○中央図書館長 電話につきましては、中央図書館の窓口業務を一部委託している事業者により行っております。訪問につきましては、派遣職員の方で対応しておりまして、週に1回、こちらの方に来て訪問に伺って、何軒も回っているというような状況でございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

電話での督促は、どれぐらい職員の方の負担になってるのか、もし件数とか分かれば教えていただきたいのですけれども、どれぐらい実施していただいているのでしょうか。

○中央図書館長 返却期限1週間過ぎまして、電話するのですけれども、なかなかつながらない場合も複数回掛けているので、比較的長時間としては割いた状態で行っております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。結構そこに負担が掛かってるかなというに思いますので、自治体によっては自動音声で督促の電話を行っているとこもあるように伺ってます。事務負担軽減、心理的な負担も軽減につながるかと思ひますし、初期段階はいわゆる機械での音声での督促でも十分かなというふうに思ひますので、今後その辺も御検討いただければなというところで、ここをまず要望させていただきます。

その後、返却になった原因について区の認識を確認したいのですけれども、悪質なものが多いか、むしろ紛失とか、若しくは長期入院とかでやむを得ない事情でという方もいらっしゃるのかなというふうに思うのですが、現状区がどのように状況を把握してるのか、教えていただけますか。

○中央図書館長 悪質なもののというよりは、やはり訪問して理由とかを尋ねると、忘れてしまっていたというお声が多いですので、そういった理由が多くなっております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。やっぱり電話ですとか、様々な形では早期に督促をするのが効果的なかなというふうに思ひます。

また、本日の説明でも金銭での弁償を求める催告書が★★であることも確認できましたので、引き続きお願いしたいと思ひます。

最後、確認で、追加で返却遅延とかペナルティ、遅延利息のようなものをもし請求できるかどうかなのですけれども、恐らくこれ図書館法の規定で請求できないものというふうに認識してます

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

が、その認識で合ってるかどうかだけ教えてください。

○中央図書館長 太田委員のおっしゃるとおりでございます。

○太田せいいち委員 分かりました。今かなり対応取っていただいて、恐らく当初50%の目標というのも達成してる状況ではないかなというふうに思います。こちら削減に向けて対応していただくということですので、引き続きの対応をお願いしたいなというに思います。

以上です。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各派の意見ををお願いします。

○しづや竜一委員 可決でお願いいたします。

○太田せいいち委員 可決でお願いします。

○はたの昭彦委員 区の取組で確実に未返却の図書が減ってるということで賛成です。

○土屋のりこ委員 賛成です。

○渡辺ひであき委員長 では、これより採決を行います。

本案は、可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ない認め、可決することに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

〔執行部一部退席〕

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、陳情の審査に移ります。

本日は、新しい委員構成になって初の委員会審査でありますので、継続審査中となっている陳情

の内容については執行機関から、また、過去の審査状況につきましては区議会事務局からそれぞれ説明を求め、その後、審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情、
7受理番号1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情、以上2件を一括議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

○区民部長 それでは、陳情説明資料2ページを御覧ください。

件名は、5受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情でございます。

陳情の要旨については記載のとおりでございます。

既に御承知のとおり、夫婦の氏は民法第750条で夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称すると規定されております。また、民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから25年以上が経過しております。

項番1の政府の動向ですが、法務省は平成8年と平成22年に民法改正法案を準備いたしましたが、国会に提出するに至っておりません。また、令和2年12月に策定された第5次男女共同参画基本計画には、夫婦の氏の在り方に対して、国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めるとの記載がございます。

項番2には国会での議論、項番3では司法の判断、項番4には選択的夫婦別姓制度や旧姓の通称使用の希望等に関する国の世論調査、結果が記載されておりますので御参照ください。

項番5にあります他自治体の議会意見書の状況ですが、東京都議会では、令和3年6月に国及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る国会審議

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の推進に関わる意見書を提出しております。また、特別区議会におきましては、令和8年5月現在、17区で意見書を提出しております。

次に、6ページを御覧ください。

件名は、7受理番号1 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出するよう求める陳情でございます。御説明は5受理番号27と同様でございます。

説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 続いて、過去の審査状況について区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 2つの陳情につきましては、意見書の提出を求めるものであり、全会派の一致、意見が一致する必要がありますが、採択と不採択と意見が分かれ、全会一致とならず、申合せ事項により凍結・継続となっております。

○渡辺ひであき委員長 本件につきましては、ただいまの説明のとおり、引き続き凍結・継続といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、凍結・継続とすることに決定いたしました。

次に、受理番号2 区民の平等性を著しく欠く区民葬儀における新たな助成制度に関する陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○区民部長 陳情説明資料10ページを御覧ください。

件名は、受理番号2 区民の平等性を著しく欠く区民葬儀における新たな助成制度に関する陳情でございます。

特別区長会は、東京博善株式会社が区民葬儀の取扱いを取りやめたことから、23区共通で特別区民葬儀における助成制度を創設し、本年4月1日から火葬場料金の一部について助成を開始いたしました。

項番1は区民葬儀について、項番2には助成制度の創設の経緯をお示しいたしました。12ページの項番3には助成制度の概要を記載しております。

(5)でございますが、当区における年間助成数を739件と見込んでおります。5月末時点の実績でございますが、27件でございます。その下の表には、足立区近隣の火葬料金の比較表を記載いたしました。

説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

○太田せいいち委員 陳情の文面も確認しました。陳情項目としては2点、制度改善で特に業者を限定していることに関する改善を特別区長会に求めること、それから対象外の業者を使わざるを得ない場合の区の独自の支援策ということ……。

○渡辺ひであき委員長 太田委員、ごめんなさい、区議会事務局より前回の経過説明するの私が忘れました。失礼しました。

○区議会事務局長 東京都や特別区長会の動向を踏まえ、引き続き議論していく必要があるという意見が多く、継続審査となっております。

○渡辺ひであき委員長 それを踏まえて、今の太田委員の質疑に対して。

○太田せいいち委員 続きがあるので、そういう趣旨の陳情かというふうに理解しております。業者を特定していることの妥当性の確認が必要になってくるかというに思います。

説明資料によりますと、区民葬儀を遂行するための一定の基準があるかどうか、営業実態等の審査が行われているということの説明でしたが、その審査内容について、もしもう少し詳しく把握しているものがあれば、教えていただけますでしょうか。

○戸籍住民課長 その要素ですが、低廉で簡素な区民葬儀を施工できること、また料金の請求等について、トラブル等発生しないこと、また、行旅死

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

亡人の取扱いも行えることなどがあると伺ってございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

結果の方見ると、推定値ですけれども、区内葬儀社の8%のみが加盟できていると、この数字だけ見ると、なかなか高いハードルのようにも見えますのですが、区としてその辺どのように捉えていますでしょうか。

○戸籍住民課長 この指定店、組合の加入はあくまで任意ではございますが、8%ということですので組合の方にお尋ねしたところ、先ほど申し上げたとおり、区民葬儀ができる、行旅死亡人の取扱いができるなど、そういったことが条件となっているので加入も少ないのではないかと。ただ、やるということであれば、いつでも門戸を開いているというお話を伺ってございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

我々としては、特にそういったことの影響で区民が不利益を被るという事態はやはり避けなければならぬというふうに感じます。

陳情の中で、情報不足や近隣に取扱店がない等の理由で対象外の業者を利用せざるを得ないケースが多発するというような文言もありましたが、現状、区民からそういった相談が来てるのか、現状の区の認識を確認をさせてください。

○戸籍住民課長 まず情報不足というところでは、広報紙、ホームページ、またおくやみハンドブック等でも周知してございます。そして、相談等ではおくやみの相談窓口もございますので、そちらで対応してございます。また近隣にないというところでは、区内13店ではありますけれども、例えば電話等でしていただければ、どんなに距離があっても駆けつけるような体制になっておりますので、その辺は大丈夫と考えてございます。

○太田せいいち委員 体制は整っているようなのですけれども、いわゆるここであるような区民が不利益を被るような高い火葬料金を払わざるを得な

いようなケースについての相談があったかどうかについてなのですけれども、現状どうでしょうか。

○戸籍住民課長 火葬料金が安いというのは区民からでなくてもお話は伺いますけれども、それでどうしようとか、そういったことは直接は受けてございません。

○太田せいいち委員 ちょっと聞き方あれだったのかもしれないけれども、いわゆる区民葬儀の5万9,600円相当で火葬ができれば苦情というのはないと思うのですけれども、博善社を使わざるを得ない、そのときに葬儀社を経由で博善社の火葬場を使うと思うのですけれども、そういった情報がないとか、近隣の葬儀社を利用せざるを得ないという理由で、いわゆる博善社の場合8万7,000円でしたっけ、8万7,000円の火葬料を払わざるを得なかったのだというような趣旨の苦情というか、相談があったかどうかなのですけれども。

○戸籍住民課長 支払った額についての苦情は直接は受けておりませんけれども、そういった相談もないのですが、事前にいただければ、例えば瑞江とか近くにほかの区民葬儀を取り扱っている事業者もございますので、そういった紹介はできると思っております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。ちょっとその辺は、何かしらの方法で区民に影響が出てないかの調査は必要かなというふうに思います。そこをお願いしたいというのと、今お話もありました瑞江にいわゆる公営の火葬場ができています。我々も党のプロジェクトチームで1回視察行かせていただきました。リニューアル最近しております、今までは火葬場の稼働状況がパンパンでほとんど入らなかったのですけれども、リニューアルに当たって利用時間と日数を拡大して、火葬の対応力を強化したというようなことを聞いています。その辺の強化したことによって、車でこっから行けば30分足らずで行ける距離ですので、こ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ういったところを利用していただければ、いわゆる博善社の火葬場を使わなければいけないようなケースの減少も可能かというふうに思いますので、お願いしたいのは、新しい瑞江の火葬場の稼働状況がどうなってるのか、一度状況を把握していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○戸籍住民課長 把握の方はしてまいりたいと考えてございます。

○太田せいいち委員 是非お願いいたします。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 私の方から何点か、今太田委員の方からありましたけれども、資料の区民葬儀についての2番の(2)の組合加入に当たり一定の基準が必要で、適切な業者であれば拒むものではないというふうなお話があったのですが、先ほど一定の基準というのは誰が判断をするということなのでしょうか。

○戸籍住民課長 正式名称でございますが、東京都葬祭協同組合でございます。

○はたの昭彦委員 それで、もう適切な業者であれば拒むものではないというふうに言ってるのだけれども、同じ資料の中で特別区での加盟店は、全体の25%ということで、足立区では8%という著しく低いわけですね。そうすると、どのくらいの区内の葬祭業者が申請したか分かりませんが、この組合として足立区にある葬祭業者が、適切な業者ではないという人が多いというふうな判断をしてるのかなというふうに思わざるを得ないのですけれども、区の認識はどうでしょうか。

○戸籍住民課長 あくまで加入は任意でございますので、加入していないから適切でない事業者とかそういうことはないと考えてございます。

○はたの昭彦委員 ただ、その実際に区内に160店葬儀社があるのですけれども、例えば何か金銭的なもので苦情だとか、対応がよくなかったとかというそういうふうな苦情というのは、区の方に寄せられることもあるのだとしたら、どれぐらい

ケースあるのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○戸籍住民課長 葬祭に加盟している事業者の苦情というのは、……。

○はたの昭彦委員 ★★

○戸籍住民課長 直接は私ども受けておりません。もしかしたら消費者関係の方であるかもしれません。

○はたの昭彦委員 私はあんまりそういう話聞かなくて、今非常にこのコロナ禍以降、葬祭費の負担が大変だということで、様々な葬儀社が低廉な金額で葬儀を受けてるわけですよ。それは、★★ではなくても同様の金額でやってる葬儀社というのはいっぱいあって、それはやっぱり企業努力でやってるわけですね。そういった中で、一方は組合に加入してれば火葬料は区の方から助成を受けられる。一方は受けられないということであると、やっぱり経営努力に対しての区の立場というか、対応が違うのではないかと。同じような努力をして経営してて、区内でやってる人に対して公平な立場での競争というのも変なのだけれども、サービスの向上を★★いただくというのは、同じ対等の立場で、レベルでやっていただくというのは、条件でやっていただくというのは大事だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○戸籍住民課長 様々な事業者様が努力してるというのは、はたの委員おっしゃるとおりだと思いますけれども、この制度はあくまで区民葬儀の利用をした方々が値上がりしてしまった、その金額上昇の激変緩和ということで創設した事業ということを御理解いただきたいと存じます。

○はたの昭彦委員 だけれども、今の質疑やってると、この加盟以外でも葬祭業者からの苦情というのはほとんどないわけですよ。そういう意味では適切な葬儀をやってる葬祭業者がほとんどで、そういった中で、特定の事業者だけ区の補助を受けて、葬祭料の負担軽減を受けられるというのは、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

やっぱり税負担の公平性から見ても違うのではないかなと思うのですね。

そういう意味では、この陳情の趣旨で、やっぱり加盟してないところについては、区の方でその差額は負担してほしいと思うのは当然ではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○戸籍住民課長 繰り返して恐縮ですが、あくまで区民葬儀の利用者への激変緩和ということで創設した制度で実施しているということを御理解いただきたいと存じます。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○しづや竜一委員 継続をお願いいたします。

○太田せいichi委員 区民への影響もう少し詳細、今後、把握していきたいというのと、公営葬祭場の稼働状況等で、どの程度緩和されるのか等見極めていきたいというに思いますので、継続をお願いいたします。

○はたの昭彦委員 そもそも、やっぱこの区民葬儀を受けられるのが特定の業者と、この組合に加入している業者だけ、その適正加入の可否も運営している組合で判断してるということ自体が問題だと思います。そういう意味では陳情の趣旨はもっともだと思いますので、採択を求めたいと思います。

○土屋のりこ委員 大事な問題だと思いますので、採択を求めます。

○渡辺ひであき委員長 では、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしま

した。

次に、受理番号3 竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台へのスロープ又は昇降機設置を求める陳情を単独議題といたします。

今回は継続審査であります。

最初に、追加署名の提出がありましたので、区議会事務局次長から報告をお願いします。

○区議会事務局次長 受理番号3の陳情につきましては、本来であれば4月の区民委員会で報告すべきでしたが、3月16日付で57名の追加署名がありましたことの報告が漏れてございました。大変申し訳ございませんでした。また、6月23日付で35名の追加署名の提出があり、合計で162名になりましたので御報告いたします。

以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 御苦労さまです。

それでは、執行部機関に説明を求めます。

○地域のちから推進部長 では、陳情説明資料地域のちから推進部の方の2ページをお開きください。竹の塚、梅田両地域学習センターホール舞台へのスロープ又は昇降機設置を求める陳情でございます。

内容及び経過について説明してまいります。

項番の1、両センターのホール、施設の概要でございます。竹の塚センター、梅田センターともに表のとおりでございます。

項番の2、バリアフリーの対応状況です。

まず、竹の塚センターのホールの現状です。こちら写真のとおり控室から舞台までの動線については、スロープの設置はない状況でございます。イのホールの入り口から客席までの動線については、車椅子での舞台脇までスロープが設置されているため、車椅子での移動が可能な状況でございます。

続きまして、3ページでございます。

梅田センターホールの現状でございます。こちら控室から舞台までの動線、ホール入り口から

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

客席までの動線と記載してありますので、御覧いただければと思います。

3、今後の対応でございます。

令和8年度中に、客席側への昇降機の設置が可能であるか現場調査を進め、障がい当事者の意見を伺った上で対応を決定すると考えております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○渡辺ひであき委員長 続いて、過去の審査状況について区議会事務局長より説明を求めます。

○区議会事務局長 令和8年度中に対応を決定するという区の動きを踏まえ、引き続き議論をしていく必要があるという意見が多いため、継続審査となっております。

以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑はございますか。

○佐々木まさひこ委員 この陳情者の方の陳情の趣旨というのはごもっともだなというふうに思います。車椅子利用者、それから足の悪い方、これが進んでますので、階段のみではなかなか舞台上上がれない。せっかく練習してきたのに、重ねてきたのに舞台上上がれないのは残念だというような陳情の趣旨が書かれております。

もっとも、令和8年度中に客席側の昇降機の設置が可能であるか、現場調査を進め、障がい当事者の意見を伺った上で対応するということになってますが、これの進捗状況はどうなってるのでしょうか。

○地域文化課長 現在、両センターへ現地確認をしまして、事業者の方に見積りを取っております。おおむねの金額の方も出てきておりますので、今の現在の予算でできるのか、補正で対応するのか、その辺を検討した上で速やかに対応したいと考えております。

○佐々木まさひこ委員 そうしますと、もう既に設置できるという見込みで今区側は動いてるという理解でよろしいですか。

○地域文化課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

ます。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

では次に、各会派の意見を願います。

○しぶや竜一委員 今の★★からあったように、予算とか付ける方向でというところで、また詳細が出たら報告をいただきたいと思いますので、継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 区側が今そういうふうに進んでるということですので、継続で見守りたいと思います。

○はたの昭彦委員 見積り取って金額もということで、令和8年度中には設置が可能だというような判断だと思いますけれども、ただ予算化はまだなので、採択を求めたいと思います。

○渡辺ひであき委員長 採択。

○はたの昭彦委員 はい。

○土屋のりこ委員 区民の方のこの陳情応援する意味でも採択を求めます。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、本件は継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、受理番号6 中央本町地域など区中央エリアにおける地域コミュニティ再生への支援等を求める陳情を単独議題といたします。

本陳情は新規付託であります。

また、報告事項(12) 令和8年度「本でつながるプロジェクト」の取組についてが本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いいたします。

○地域のちから推進部長 まず、陳情資料の方の4

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ページの方をお開きください。

中央本町地域など区中央エリアにおける地域コミュニティ再生の支援等を求める陳情でございます。

陳情の要旨については、4点ほど陳情いたしております。これに対する執行機関の取組内容及び経過について順次、説明してまいります。

項番1、年少人口縮小への対応状況でございます。

まず、(1) 足立区の合計特殊出生率の方を表で記載させていただきました。

(2) 足立区の日本人出生数の方を記載させていただきました。

(3) 区の取組として、令和4年9月に出産・子育てに関するアンケートを実施して、区民のニーズを聞いたところでございます。

続きまして、5ページでございます。

イになります。令和6年12月、足立区の子育て世帯に関するアンケート調査を実施しまして、これを受けて小・中学校の入学準備金、修学旅行費、教材費等の補助を新たに開始するに至りました。

項番の2です。「やってみたい」を応援する拠点事業の状況ということで、こちらあやセンターぐるぐる、たけのつカー&パークの取組の方を表でまとめさせていただきました。

ページ進みまして、6ページでございます。

項番3、中央本町プール跡地の状況でございます。

(1)で概要の方を記載させていただきました。

(2)の状況でございます。項番イ、土壤汚染調査です。こちらの方はイの(イ)、土壤汚染状況調査、こちらの方は土壤汚染は確認されなかったということで記載させていただきました。

項番のウ、利活用の検討状況です。現時点においては具体的な活用方針は未定であります。

続きまして、7ページでございます。

項番の4、読書推進活動により地域の回遊性を高める工夫の取組状況です。こちらの方、本を介した人と人とのつながりの創出を目的とする「本でつながるプロジェクト」に取り組んでおります。

(1)の方でトークイベントの開催について記載させていただきました。

項番5に行きます。区役所周辺エリアにおける美化推進の取組状況です。

(1) 中央公園・やよい児童遊園、こちらの方を記載させていただきました。

イになります。看板等の設置状況、こちらの方を表でまとめさせていただきました。

項番エになります。今後の対応です。看板の内容は何々禁止という表現ではなく、何々しましょうのような肯定的な表現を可能な限り採用する予定であるということで、取り組んでいる状況であります。

続きましては、あわせて報告資料の方を説明してまいります。

ページの方、30ページをお開きください。

「本でつながるプロジェクト」の取組でございます。

項番の1でございます。「本でつながるプロジェクト」とは、図書館や地域で本を介して人や活動のつながりを育む仕掛けの一環として取り組むものでございます。

項番の2、一箱古本市の開催準備、こちらの方は新たに区の方で取組もうと思ってる取組であります。参加者が持ち寄った本をきっかけに来場者と参加者の交流が期待できる取組として行ってまいりたいと思います。

(3)のスケジュールでございます。こちら今年度後半に実行委員会を立ち上げまして、順次進めて、令和9年度に開催ということで考えております。

続きまして、31ページにまいります。

項番の3、中央図書館での区民参加による棚づ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

くりの実施でございます。（１）で目的の方を記載させていただきました。

３２ページにまいります。

概要でございます。

参加を希望する区民を募って、参加者自らが設定したテーマに沿って、蔵書の中から本を選定してもらおうと、それを特集コーナーで展示するという考えております。写真の方を御参考に見ていただければと思います。

（３）実施内容、（４）今後のスケジュールということで、まとめて記載させていただきました。

３３ページにまいります。

項番４、「本でつながる拠点」のマップの作成です。

（２）事業概要を御覧ください。

本の視点からまちをつなぐため、区内の本に関する★★のマップを作成したいと思います。初年度は千住エリアを中心としたマップを検討したいと考えております。

（３）拠点候補、（４）今後のスケジュールを記載してありますので、御参考に見ていただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 委員長から申し上げます。

この本陳情につきましては、中央本町エリアということでは理解ができることでございますし、議会として受理をしたものでございますけれども、あまりにも多くの部、課にわたっておりますので、陳情の要旨１から４に、それぞれに一括して質問をお受けいたしますと、執行機関側もいろいろと難しいところあると思いますので、それぞれ要旨まず１から２、３、４というふうに順番で質疑を行わせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは何か質疑ございますか。

○土屋のりこ委員 まず、コミュニティーの再生ということで、ここの陳情では課題があるというこ

とで言っているのですが、中央本町地域の中央エリア、この辺りのコミュニティー再活性化で、ここのテーマではないですが、文教委員会の方では、弥生小の統廃合の可能性ということが出ていて、それを根拠としてこの地域に課題があるのだということで書かれていると思うのですが、区はこの点、課題認識どういうスタンスでおられるでしょうか。

○地域のちから推進部長 すみません、課題をちょっとお答えするのが難しいと思うのですが、統廃合の話で子どもたちの数が減っていくという意味では、ちょっと学齢期の人口が区全般の傾向なのですが、減少傾向にあるというところが、あえて言うとな課題かなというふうには思います。

○渡辺ひであき委員長 土屋委員、今申し上げたようにこういうふうになっていくと思うのですよ。

ですから、要旨に基づいて、学校統廃合ということになってしまうと、またその地域コミュニティーの再生とは別のものになりますので、そこ辺を整理して質疑をお願いします。

○土屋のりこ委員 大丈夫です。文教委員会ではないということは分かってますので。

今回の私の一般質問の中でもそういったことを問うて、区は少子化率同じ程度だというふうなことで、特段このエリアだけに限った課題ではないというふうなことでおっしゃったのですけれども、そういうことでは困ると思うのですね。

適正ガイドラインという公に発表されている資料の中で、弥生小というこの中央本町のエリアということで、年少人口がこのままであれば統廃合の可能性ありだというふうなことは、区が言っている、行政が言っているというような情報が、聞けば、当事者、私の子ども、正にその当事者になるのですけれども、年少の子どもが１年生になる頃には１学級しかできないということで聞くと、このエリアに住んでいいのかなと。このままここに住んでいいのだろうかというふうに、一般的

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

な区民の方は心配をするわけですね。

私もその自分のこととして考えたときに、では綾瀬とか千住とか引っ越した方がいいのかなというふうなことをやっぱり頭をよぎるわけで、そういったエリアデザインをやっているところが持続可能であって、それ以外の地域について区は、地域まちづくりについて、コミュニティーづくりについて、考えていないというスタンスでおられてはいけなものであるということだと思うのですが、エリアデザイン以外の地域でこういった課題があるということが浮き彫りになった地域に対して、そのコミュニティーの在り方、どういうふうにそのコミュニティーを再生していくのかということについて、やっぱりこの地域の力というタイトルそのままだと思うのですが、区が何らかの責任を果たしていくということは必要ではないでしょうか。

○副区長 土屋委員おっしゃるとおり、地域コミュニティーの希薄化とか、少子化の部分は、中央本町エリアだけではなくて、区内全域で、ただ先ほどのガイドラインの方でただし書があったというところの点はあるのですが、ただ、中央本町だけではなくて、やはり区内全域で考えていかなければいけない課題だということで、町会・自治会の支援だとか、様々に施行しております。中央エリアに関しましてももう少し深掘りをして、どういう課題があるのか、その辺をきちんと把握した上で議論を進めていった方がいいのかなというふうに今の現状、すいません、ちょっと感想的な話になりました。

○地域のちから推進部長 問題点の整理としては、子どもが減ってく、ちょっと地域が衰退するから改善が必要だというのが土屋委員の問題点の話だったと思います。その解決策が今コミュニティーというお話だったと思います。

もし本当に、子どもが減るといふところを問題解決するのであれば、都市計画プランで住宅を誘

致するだとか、例えば今やってるのかどうか分からないのですが、私エリアデザイン室長だったときには、国土交通省の住宅市街地整備事業なんかで補助金を引っ張ってきて、開発だとかというのも当時はやってました。そういった短期的に成果を出すのだったら、そういった手法の方が有効だと思いますし、ある意味、流山市なんかは保育ステーションつくって送迎だとか、子育て世帯に受けるようなダイレクトな取組もやっております。

ですから、短期的に成果を目指すのであれば、そういった方が近いのかなというのが考えるところでは、コミュニティーの活性化というのは、取組としては自治体として必要だと思いますが、それについては、イコール、人口が増えていくと言われると、ちょっとダイレクトな答えには遠いかなというふうには私は感じているところでございます。

○土屋のりこ委員 確かに活性化という、人が増える、人口を増やすということを目的とするのであれば、住宅を建てるとか、★★の方が建設委員会なのですかね、とかの方がいいのでしょうか、そういったことと併せてというか、ソフトの面でも、このまちづくりでできることはないのだろうかということで、陳情の中では言っているのかと受け止めますが、適正配置の方たち、仕事してる方たちは、今回の私の一般質問の答弁の中でも、学校減らすことが目的というか、まちづくりに関しては少子化対策しない、教育の質向上もしない、まちづくりの視点に立ってないというふうなことで明言をされていたわけで、それはそれで仕事としてやるのでしょうか、同じ行政としてはやっぱりそれだけではいけないわけで、先ほども強調しているとおり、やっぱり可能性が統廃合、この地域の学校が、子どもが通う予定の学校が統廃合になるかもしれないということで、やっぱりそういうことをもう既に区としては考えているのか、発信情報として公にしているわけですか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

から、それを聞いた区民の方がどう考えるのか。
これからどこに住もうかなと考えている方がそれを聞いたときに、そのエリアでいいと思うのかどうか。どうでしょうかね。

○副区長 そのエリアを選ぶときの居住する人の生活スタイルもありますので、その情報を見てどういうふうに判断するかは個々の判断になると思いますが、やはり子育て、これからそこで小学生、中学生を育てようという方に関しましては、そういうところはマイナスのポイントになるのかなというふうに判断します。

○土屋のりこ委員 そうなのですね、何かマイナスのポイントになるというところに対して、何かしら区は放置していないとか、その責任をきちんと引き受けて、まちづくりやってますよというふうな姿勢を見せてほしいということをも私地元住民として、当事者として思うところです。

そういった課題認識の上に立って、この1番に関してということなので、この間、私も視察してきた中では、箱物をお金を掛けて無理に建てなくても、今ある現状の中でソフト面の事業を行うことによって、にぎわいを創出するというか、魅力ある地域をつくるということが可能だというふうに、ほかの自治体で実際されているところなので、この辺りのエリアでは何ができるのだろうかと考えたときに、中央本町プール跡地がやっぱポテンシャル高いとか、区の私の一般質問への答弁の中でも、行政需要や地域課題を解決できる非常に重要な土地だと区は認識していただいているということで答弁をいただいていますし、そこに恒久的に何か公園を造るとかということでもなく、暫定活用というような方法で、その場でできることが何かしらあるのではないかとということで、私も考えます。

今日せっかくぐるぐる担当さんも来てくださっているので、結構広い場所でそういったところを活用して、どういうふうな活用が考えられるか、様々

なぐるぐるとかいろいろ取組されてきた中から、何かいいお知恵はないでしょうか。

○SDGs・協創推進課長 答えになってるか分からないのですが、綾瀬と竹の塚やってきまして、やっぱりその土地、土地で住んでる人も違いますし、持ってる資源も違いますという、まずやっぱりそこから知る必要がありますので、中央本町エリアでも綾瀬と同じ取組がそのままうまくいくことは本当に私は自信がないです。

今回竹の塚、新たに始めたのですが、全く綾瀬とは違うやり方をやらざるを得ないという、この2か月運用して気付いたので、まずはやっぱ中央本町で何ができるかというのをよく考えるところからがスタートなのかなと思います。すみません、回答になってなくて申し訳ございません。

○土屋のりこ委員 ありがとうございます。むちゃぶりだったかもしれないのですが、せっかく来ていただいているのでと思ったのですが、★★佐賀市、宇部市ということもやっぱりそれぞれ性格が違って、同じ空き地を活用して、暫定的にいつでも失敗したらやめたらいいではないというような気楽な感じでやってるのですけれども、借りてきたコンテナを置いて、芝生を張ってという同じスタイルでやっているけれども、一方は大学と連携して学生たちが運営していると。年間三、四百万円ぐらいの費用でできる。一方は、商工会議所と連携して、そういうまちづくりとか、商業のエキスパート、プロみたいな方たちが入って、そこはゼロ1つ増えるのですけれども、何千万円という形で年間は運営されてるというふうなことで、様々な手法があるのかなと思うのですが、そういった地域特性で、竹の塚だと外から人を集客しようということを出されてるのかもしれませんが、この辺りやっぱ住宅街ということもあるので、外からばつと人が入ってくるようなイメージということでもなく、やっぱりここに住むと、クオリティーオブライフ上がるなとか、やりた

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いことの実現ということもそうかもしれませんけれども、ここに住むことで人生豊かになれるな、子育てしやすいな、老後を過ごすのも豊かかなというふうなことで、思えるような地域であるというふうな発信というのですかね、そういう地域になったらいいのではないかなと住んでる当事者としては思うのですが、そういったような暫定活用を呼び掛けていくというふうに区も答弁をされていますが、プール跡地の担当は地域のちからの担当かと思えますけれども、そういうふうに区内に暫定活用について呼び掛けていくといったときの担当部署というのは、どちらになるのでしょうか。

○副区長 基本的には土地の活用になりますと、資産活用担当になるかと思います。

○土屋のりこ委員 地域のちからとしてはそこに関わらないということ、資産管理の方にお伺いしたら、プール跡地の担当は地域のちからですので、私たちではありませんというような回答をいただいたのですが、どうなのでしょう。

○資産管理課長 あくまでもプール跡地の今の所管部署が地域のちから部ということで、土地活用につきましては、やっぱり区内全体で考えていくということになると考えております。

○土屋のりこ委員 分かりました。区内全体でということでしたけれども、分かりました。是非プール跡地ということで、ひとつコミュニティの再生、足立区千住でも委員長も指摘されていましたが、そういったこれまでにぎわっていた地域が現状どうなっているのか、その現状を再活性化させていくというところで、是非前向きに考えていただきたいというところと、交通の方では、地域サポートということで、1のマニュアル的なものがあって、ある上限額はありますけれども、一定の予算額があって、手を挙げた地域ではそれをやりますよというふうに、ある程度、自由が利くというか、このエリア限定ということではなく、区内どこでもそういった区の事業サービスを

活用できるというふうな仕組みもありますし、これも中央本町に限ったことではなく、区内でこういったことをやってみたいと空き地を活用したまちづくり、コミュニティの再興みたいなことをやってみたいというふうな考える地域があれば、そういったところにも展開できるような、そういった仕組みも是非御検討いただきたいということで最後いかがでしょうか。

○副区長 地域交通は、あくまでも地域の足をという形で、その目的が明確になっておりますので、今の活用のときにそのコミュニティが今周辺に住んでる方を巻き込むのか、それとも外からの人を呼び込むのか、その目的、対象者によってやり方も変わってくると思うので、なかなか★★ガイドラインでは難しいと思うのですが、やっぱりそこは先ほどSDGs・協創推進課長が言ったように、地域の特性を少し考えて、地域の人が何を求めているか、それを把握した上でやっていくのが段階的には必要なのかなというふうに考えております。

○渡辺ひであき委員長 総論については、これ以上……。

○土屋のりこ委員 まとめます。

今最後、終わろうかと思ったのですが、今のことであれば、地域によって確かに違うし、そのぐるぐるみたいなフルスペックのものでなくお金も億単位で掛けてらっしゃってというふうなことは、さすがに難しいと思うのですが、そういったやっぱり今後の地域の在り方、コミュニティづくりをどうしていくのかというふうな観点から、どこのエリアでもというか、過疎化が進んできたようなエリアでは、過疎は言い過ぎかもしれませんが。少子化が進んできたエリアの中では、それを応用可能なような仕組みができれば、区全体にとってもいいのではないかなということで、今日は終わります。

○渡辺ひであき委員長 陳情の要旨2、3、4ござ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いますけれども、どうですか。今総論については御意見、質疑ございましたけれども、他に質疑ございますか。

○はたの昭彦委員 1番のところで、中央本町プールの跡地の暫定利用ということで要望があるのですけれども、この間、区には私も小さい頃行ってきましたけれども、屋外の区営のプールが何か所もあったと思うのです。どんどん、どんどん廃止をされて跡地活用されてきたと思うのですけれども、区のこの屋外プールが廃止後、利用方法も決まらずにこのようになってるところはほかにもあるのでしょうか。

○資産管理課長 今の認識だと、ほかにはないという認識ですね。

○はたの昭彦委員 そうすると、何で中央本町プールの跡地だけが利用が進まなかったのかなというふうに思うのですけれども、この地域の中にこういった土地があるのだけれども、何か活用方法はないですかと、やっぱり★★の方にお聞きするかということとは過去にやられてるのでしょうか。

○資産管理課長 地域の方に、ここの土地あります、何かありませんかというお声掛けしてませんけれども、土屋委員の本会議答弁でもしているとおり、やっぱり本庁舎から近い土地から、この立地条件とかそういうことを考えると、行政需要、あとは地域課題、そういったもので今後、使っていくべきではないかという、ちょっと考えは持っているところでございます。

○はたの昭彦委員 ただ、そうはいっても平成26年でしたっけ、平成26年に廃止をされて、もうかなり年月たったわけですよ。これは暫定利用ということでいえば、誰でも使えるような広場としての活用方法も開放してということであつたのではないかと。

例えば今、若者に人気のバスケットボールのゴールとか設置というのは、いろいろ音の問題もあるのだけれども、そういうことも含めた地域利用

の活用方法、ただ置いとくだけというのは非常にもったいないやり方と思うのですけれども、どうでしょうか。

○資産管理課長 確かに、このまま置いとくというもったいない状況だと思います。ただ、この間全く何も使わなかったわけではなくて、あそこの地域学習センターの大規模改修のときに、学童保育室の仮設の場所に使ったりとか、そういう活用もしていました。とはいえ、やはり何かしら暫定利用も考えていかなきゃいけないという認識は持っていますので、ちょっとその辺は考えていきたいと思っています。

○はたの昭彦委員 やっぱりそのことについては、地域の声を是非聞いていただきたいと思うのですけれども、要望したいと思います。

○渡辺ひであき委員長 他に質疑ございますか。

○しぶや竜一委員 私もちょっと4番というか、美化のところで少し聞きたいのですけれども、このところにも、看板を禁止の表現ではなくしましょうというようなこの肯定的な表現を可能な限り採用するということで、清掃活動、この区役所の周りとかのも、割りかし我々も区役所の中で、職員の方が本当一生懸命、何かこう、本当にかかなり浸透しているように思えて、役所に来るときもビブス着て、皆さん職員の30名から40名のかなりの数なので非常に目立つというか、ただそれでも、一切ポイ捨てというのは中央公園の周りで歩いていても何かそんなに見受けられない感じもしたのですけれども、弥生公園に限って分からないので、児童公園に関しても分からないのですけれども、その現状というのはそれでもなおやっぱ増えているのですか、ポイ捨てというか現状というのは。

○公園維持課長 多分清掃のとき、頻繁にやってるのは確かです。大体ごみが多い時間帯といいますか、多分夜にたむろとかして飲み散らかして置いてあるとか、普通に歩いててばいというよりは、

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

そういうごみの方が多いという認識があります。
そのため、なるべく午前中とか早いうちに片付けてきれいにするという、その繰り返しが現状でございます。

○しづや竜一委員 それは多分、全部のエリアにいろいろ地元でもそれはたむろしてとか、舎人公園でもありますから、それは分かるのですけれども、定期的に青パトで回ったりとか、何かそういったことはやってるのですか、そういったところの抑止というか。

○公園維持課長 あまりにもポイ捨てとかごみの不法投棄とか多いところに関しましては、巡回等青パトにもお願いしてるところありますけれども、現在、中央本町付近の公園に関しては、そこまでのお願いはしてない状況でございます。

○しづや竜一委員 やっぱそれは区役所周りだからといって、職員の方々も日頃から清掃活動してって、一生懸命やられて効果がなかなか見えないというのは、大変何か職員の方々のやる気にもつながってくるのかなと思いますし、何かできることはやった方がいいのかなと思って、青パトであったりとか、何かそういったところの周辺の抑止力につながるようなことは引き続きやっていてほしいなと思ったので、以上です。

○佐々木まさひこ委員 中央本町プール跡地の近隣というのは、中央本町3丁目のびのび広場があって、運動器具もあり、ストレッチ器具があり、ウォーキングコースもある、随分立派な広場が整備されていますね。それから区立青井ふれあい公園、百獣の王ライオンの気分が味わえる岩の遊具があって、非常にそういう区民が集える場、それから遊べる場はあるのだろうなというふうに思っているのです。ただ、この陳情の趣旨にある地域コミュニティ再生のモデル事業とかですね、地域活動支援の最先端の在り方を調査研究し、区独自のモデル事業を構築してほしいというような区民からのその地域にお住まいの方々から、そういっ

た御要望というか、そういうものというのは今現状あるのでしょうか。

○地域文化課長 学習センター等にはそういう声はない状況です。確かに地図を見ますと、両サイドに200mぐらいのところに大きな公園が2か所ありますので、そこで特にというところは、今のところ聞いてない状況でございます。

○佐々木まさひこ委員 先ほどの中央本町プール、ずっと親しまれてきたプールがあって、それがなくなって、その跡地がそのままずっと塩漬けになってるという部分では、その利用というか、そういったことを望む声は多分あるのだろうなというふうには思うのですけれども、そのことに関しては今資産活用の方では、いろいろ検討しているということよろしいですか。

○資産管理課長 いろいろと検討させていただいてる状況です。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。
他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。
次に、各会派の意見をお願いします。

○しづや竜一委員 先ほど来からありましたように、ちょっと多岐にわたるところも委員長がおっしゃったようにありますので、一応またこれを整理をして、ちょっと議論をまた継続させていただきたいと、継続で。

○佐々木まさひこ委員 継続でお願いします。

○はたの昭彦委員 陳情は中央本町地域など区中央エリアにおける地域コミュニティとあるのですが、地域コミュニティの問題は区内全体の問題でもあるということもあるのですが、ただ陳情提出者の思いとすれば、やっぱり自分の住んでる地域がもう少し元気になってほしいということだと思いますので、採択を求めたいと思います。

○土屋のりこ委員 大事な内容でもありますし、まだまだ深く議論をしていかなければいけないとこ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ろではありますが、同じ中央本町在住ということで、前に進めていきたい思いもありますので、採択を求めます。

○渡辺ひであき委員長 それでは、これより採決いたします。

本陳情は、継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○渡辺ひであき委員長 挙手多数であります。よって、継続審査とすることに決定をいたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行部一部退席]

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてを単独議題といたします。

それでは、執行機関の説明を求めます。

○地域のちから推進部長 区民委員会資料の方をお開きください。

2ページになります。

町会・自治会活動の活性化支援に関する調査についてでございます。

項番の2、町会・自治会数の加入率でございます。

こちら(3)の直近の推移を御覧ください。表の右から2番目、加入率でございます。令和8年現在、直近の調査では40.98%と前年から1.63ポイント下降している状況です。

続きまして、3ページでございます。

(4) 令和8年4月1日現在の最上位及び最下位の加入率ということで、最上位について88%、最下位について8%という現状でございました。

項番の3、町会・自治会の加入や活動について

ということで、世論調査の方を令和7年に行いました。そちらの結果の方を(1)、(2)、(3)と記載させていただきました。

4ページでございます。

項番の4、支援区の支援の概要でございます。

こちら4、5、6ページと記載させていただきました。今年度においては、項番の4は拡充、5番拡充、6番新規。

続きまして6ページ、10については新規、13、14、15については東京都、若しくはほかの団体の支援策なのですが、参考に記載させていただきました。

7ページ、項番5、今後の方針です。

(4)になります。町会・自治会の運営や活動を後押しするため地域の御意見を参考に、引き続き必要な支援は検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 何か質疑ございますか。

○しぶや竜一委員 ちょっと確認でなのですが、我々の会派の中でも要望したこの今回の新規事業の中で入っている、予算特別委員会でもお話をさせてもらったのですが、やぐらのところの補助金があるのですが、今もう御存じのとおり、各町会ではお祭りシーズンというところで、様々なところの、こういった補助金がどこまで周知されているのかというところを踏まえて、申請状況とかというのはいかがですか。

○地域調整課長 この補助金につきましては、イベントなどを行っていただいた後、事後に申請というふうになっておりますので、まだ実績はございませんけれども、私どもの方であったり、区民事務所の方に相談というのは多数来ている状況でございます。

○しぶや竜一委員 分かりました。

○太田せいいち委員 本日説明いただいたところで、まず冒頭に加入率がここ近年、減少傾向にあると

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いう御説明がありました。これら加入率の減少とともに、活動自体も縮小傾向にあるのではないかなというに私認識してます。様々な町会で育成会が活動できなくなって、維持できなくなっているというような話もよく聞いています。

その上で、まず確認なのですけども、区から見たこの町会・自治会の意義、役割、必要性について、どのように捉えているのか教えてください。

○地域調整課長 まず、町会・自治会につきましては、区にとって最大のパートナーというふうに思っておりまして、日頃の防犯活動であったり美化活動、そういった活動だけではなくて、いざというときの避難所の運営、そこが一番なども行っていておりまして、最大のパートナーというふうに考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

そのようにお答えいただいたので、それを踏まえれば、やはりこの加入率低下傾向を何とか食い止めるための施策を一緒に考えてまいりたいなというふうに、反転向上させていくための強固な取組を考えていきたいなというふうに思います。

ところで、今日も御説明いただきましたが、ここ数年、実際に町会・自治会への支援は大きく前進していただいたというふうには思っています。その点については本当に高く評価してますし、実際に町会・自治会の皆さんからも喜びの声をたくさんいただいています。

その上で、先日の定例会の代表質問でも取り上げさせていただきました、テーマとしては町会・自治会のIT化ということでしたが、その★★で申し上げたのは、どうしても区が旗振り役となってこの町会・自治会の後押しをしていくことの重要性、ここはある意味一番申し上げたかった部分だというふうに認識しております。補助金を出せばいいというところにとどまらずに、今後、効果を上げるとこまで一緒になって取り組んでいくような姿勢、ここを今後、強化していただきたいな

というふうに思います。

そういったところを踏まえまして、この4ページに★★(3)町会・自治会に加入していない方の加入してない理由、1番から8番までありますが、この辺の理由で区が取っている対策、どの部分にどのような対策を取っていただいているのか、大きいところ幾つかでいいので御説明いただけますでしょうか。

○地域調整課長 区が今取っている対策としましては、ここで言うところの②、③の誘われないからであったり、また加入の方法が分からないというところに対して、取組を行っております。

具体的には、例えばバスの中での自治会の啓発のPRであったりですとか、掲示によるPRであったりですとか、そういった広く周知する部分と町会・自治会さんに、地域の中で活動していただくということが、私は一番の加入促進につながるというふうに考えておりまして、その意味で今回の4の項番4のところにあります、子ども向けの活性化事業であったり、今回、今年度新たに始めるやぐらの助成であったり、そういった助成を通して、地域の中でそういったお祭りであったりそういったものを行っていただき、広く地域の方々に町会の活動を知っていただくことが大事だというふうに思っております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。そういったところを強化していただいているというのは、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

その上で、あえて申し上げますが、一番多いのが1番の加入する必要性を感じないから、ここは34%ということです。ここにやはりどうしても、ここをどう対応していくのかというのが肝になりますし、これだけ加入率が下がる中で、この一番大きな理由の部分避けて通れない部分があるのではないかなというふうに思うのですが、区の認識、若しくは課題があれば併せて教えていただければ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と思います。

○地域調整課長 太田委員おっしゃるところのとおりだなというふうに私どもも思っておりまして、この間、町会の方とも町会長さんとお話をする機会がございましたけれども、やはり町会長さんからも、昔と今の何ですか、皆さんの考え方というのが大きく変わっていると。昔は町会に入ることが入っているのが当然だという社会であったのですけれども、今は何か町会に入ること、メリットがないと入っていただけないみたいなところの社会の構造自体というのですかね、皆さんの考え方が大きく変わっていて、そこに対してその状況の中で、加入促進をしていくというのがなかなか大変だというふうなお話をいただいているところです。区としても同じように認識しておりまして、そこに対して、できる限り寄り添って対応していきたいというふうに考えているところです。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。そこを一緒にやっていただけるということで、本当に心強い答弁いただいたのでありがたいというふうに思います。

今おっしゃっていただいたとおり、町会に入るメリット、これをどう積極的に伝えていくかというのが今後、一番肝になってくるかなというふうに思います。一般的には災害時の共助であるとか、地域の防犯の取組などが言われていますが、そういったこと、具体的な内容も含めてどう伝えるのが今後、一番大事になってくるかなというふうに思ってます。

どう伝えるかの最初の一步として、チラシの作成助成も始めていただいています。こちらについて、まず現状の取組状況どんな感じ、どれぐらい申請状況来てるか、教えていただけますでしょうか。

○地域調整課長 活動周知のチラシ助成ということでよろしいですか。

○太田せいいち委員 加入促進のチラシ作成助成ですかね。

○地域調整課長 町会の方でチラシを作成していただいて、町会員ではない方も含めてポスティングをする、その助成につきましては、令和7年度で言いますと26件の助成申請がございました。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。この辺もまだ知られてない部分もあるかと思うので、しっかり周知していただくと同時に、チラシ作成にとどまらず、どう魅力を伝えるのかというところ、私も現場に入っているいろいろな知恵を絞って今後、一緒に考えてまいりたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○渡辺ひであき委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

次に、公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会で、公社等の決算に関する調査につきましては、それぞれの所管の常任委員会で行うことに決定いたしました。つきましては、公益財団法人足立区スポーツ協会及び北千住都市開発株式会社の令和7年度決算について、本委員会の調査事項とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、令和8年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事項につきまして、他都市の先進事例を調査する必要があるときには、地方都市行政調査を行いたいと思います。

なお、さきの各種委員長会において、10月21日水曜日から23日金曜日の間で行うことが示されておりますが、調査事項、調査都市等を踏まえた上で今後、日程を決定したいと思います。

御異議ありませんか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

調査事項、調査都市につきまして、何か御希望がございましたら、7月31日までに文書をもって委員長まで提出していただきますようお願いいたします。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、報告事項を議題いたします。

時間も随分押してきておりますので、それらを踏まえて、質疑もよろしく願いいたします。

(1)、以上1件を区民部長から、(2)から(12)、以上11件を地域のちから推進部長から報告を願います。

○区民部長 それでは、区民委員会報告資料区民部編2ページをお開きください。

国民健康保険料の外国人収納対策として、東京出入国在留管理局との協力要請制度を実施するため、報告するものでございます。

1番の制度の概要でございます。

区から入管へ外国人の悪質滞納者の情報を月一度の頻度でLGWAN回線を通して提供するものでございます。これ情報提供いたしますと、当該滞納者が入管へ在留申請をした際に、入管は保険料納付を確認し、区からの納付証明書の提出を要求するものです。この証明書がない限り、原則在留申請を不許可とするものでございます。よって、抑止力として納付がされるといったものです。

項番3、23区の状況でございますが、既に実施済みが10区、足立区を入れて、これから実施するのが2区ということでございます。

足立区の実施時期ですが、項番4、今年の7月から情報提供を開始したいというものでございます。

5番の情報連携体制ですが、来年の6月からは外国人滞納情報が自動的に入管へ共有されます。それまでの間、協力要請制度を使って前倒してこの先行して抑止力を働かせていきたいといったものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺ひであき委員長 続いて。

○地域のちから推進部長 地域のちから推進部の報告資料2ページをお開きください。

公衆喫煙所の整備状況でございます。

項番1、これまで19か所設置してまいりました。そちらの方は表にまとめさせていただきました。

3ページまいります。

項番の2です。五反野駅周辺における公衆喫煙所設置場所の検討状況です。

(2)になります。こちら過去に打診したところに改めて声を掛けておりますが、非常に厳しい状況です。周辺の住民の方にも反対され、なかなか周辺の事業者にも理解されてない状況で、進んでない状況でございます。

項番の3、今後の方針です。こちらの方は、コンテナ型喫煙所設置に必要な用地確保に向け、調査検討の方は引き続き努めていきたいと思っております。

4ページにまいります。

公衆喫煙所設置経費等の民間助成事業の開始についてでございます。

項番の2です。こちら民間設置について助成対象となる喫煙所です。こちら4点まとめさせていただきました。基本は対象地域のところなのですが、禁煙特定区域周辺で補助金の方を出して進めてまいりたいと思います。

項番の3、実施開始日です。7月1日を予定しております。

項番の5、助成内容です。設置経費と維持管理費については、記載のとおり上限500万円と年

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

間120万円ということで考えております。

続きまして、6ページになります。

足立区多文化共生推進計画策定に向けた区民意識調査及び計画改定スケジュールの見直しについてでございます。

項番の1、主な調査結果です。

(1)で外国人向けの調査の方をダイジェストで記載させていただきました。

7ページまいります。

(2)日本人向けの調査ですね、こちらの方も表でまとめさせていただきました。こちら特筆すべきところは、特に若い世代ほど否定的な傾向が見られたというのが特徴的でございました。

続きまして、8ページ、9ページでございます。

項番の2、他文化共生推進計画策定に向けた区民意識調査の概要ということで、主に属性の方を記載させていただきました。8、9、10と記載させていただきました。

11ページになります。

計画改定スケジュールです。

こちらの方、令和7年度に実施した意識調査を踏まえて、更に深掘り調査が必要だというふうに考えております。

②になります。副区長をトップとした外国人との共生に関するプロジェクトチームにおいて、検討実施した取組の進捗や今後、効果も踏まえて計画を策定したいと考えております。

スケジュールなのですが、当初令和8年度1年だけで完成させる予定であったのですが、計画の方を2か年度、検討して計画の策定をしたいと考えております。

続きまして、12ページになります。

栗島住区センター運營業務委託の公募型プロポーザルの実施でございます。

こちらの方、管理運営委員会での自主管理方式から不適切な事務処理があったということで、今直営で運営しております。こちらの方、来年度以

降、委託を考えておりまして、プロポーザルの方を実施してまいりたいと思います。

具体的な内容については項番1から項番6に記載してありますので、御確認いただければと思います。

続きまして、14ページにまいります。

男女共同参画に関する区民意識調査の実施についてです。

こちらの方、男女共同参画推進委員会からの提言がありましたので、それを踏まえて実施いたします。

項番の2です。提言を受けた意見としては、(1)、(2)と2点、大きな点で受けました。それに基づき、項番3、調査対象、調査方法、それと15ページにまいりまして4、調査項目、こちらの方を今、検討して考えているところでございます。

続きまして、16ページでございます。

今後のスケジュールです。

こちらの方、8月中旬に調査を始めまして、来年3月に報告書の方、完成させたいと思っております。

続きまして、17ページでございます。

絆のあんしん協力員制度の見直しでございます。

項番1、見直しの概要でございます。現行協力員という1つのカテゴリーなのですが、今後、協力員と支援員ということで分けて進めてまいりたいと思います。

項番の2、意向確認及びアンケート調査ということで、こちら今年の2月から4月に実施いたしました。500件から回答いただいて、71件の方が支援員希望ということでお返事いただいております。

ページ進みまして、18ページです。

こちらの方、主な集計結果の方を記載させていただきました。

19ページにまいります。

今後の方針でございます。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こちらの方、改めて登録の方には意向確認を行いまして、今後それに向けた研修の実施だとか必要な物品をそろえる等の支援を行っていきたいと考えております。

続きまして、20ページでございます。

ギャラクシティの休館中の文化団体への助成制度の創設についてでございます。

来年3月から3年間という長期休館に入ります。これまで区が活動を支援していた文化団体、共催事業については支援の方を行っていきたいと考えております。

項番の2でございます。助成制度の内容です。助成額としては1日当たり上限50万円まで補助したいと考えております。

(2)でございます。支援の考え方です。

原則として、施設使用料が免除となる区施設での代替を御案内したいというふうに考えております。特別な事情により、そうならない団体に対しましては、シアター1010はじめ区外の有料施設でも助成金を出すという考え方でございます。支援対象については項番3で記載してありますので御確認ください。

続きまして、22ページでございます。

花畑センター大規模改修工事に伴う休館中の運営でございます。

項番の1、休館中の運営ということで表の方で地域学習センター、体育館、トレーニングルーム、図書館、区民事務所、住区センター、高齢者作業所ということで、1表でまとめさせていただきました。内容はこちらで御確認いただければと思います。

23ページにまいります。

今後のスケジュールでございます。

現在、5月下旬から8月に掛けて仮設のプレハブを造っております。令和8年9月からセンターは休館します。令和10年4月からセンター再開という予定でございます。

続きまして、24ページでございます。

あだち電子図書館の実績と今後の方針でございます。

項番1、実績です。令和7年度におきましては、電子書籍については8,139冊、ジャンル内訳については表のとおりでございます。

25ページにまいります。

今後の方針でございます。

具体的には、今後、政治、経済、社会、教育などの社会科学系のジャンルにも新たに収集対象広げてまいりたいというふうに考えております。

では続きまして、27ページでございます。

中央図書館における音のゾーニングの施行についてでございます。

項番の2、内容を御覧ください。会話、キータッチ音、こちら現行のルールから制限を緩和したいというふうに考えております。

項番の3、施行範囲についてはエリア分けて記載させていただきました。

28ページにまいります。

項番の4、実施期間、項番の5、周知期間及び方法、項番の6、検証項目、項番7、効果測定については記載のとおりでございます。

項番の8、スケジュールでございます。今年の夏休み7月21日から施行の方を策定、施行していきたいと考えております。もし順調にいくのであれば、来年4月から新ルールで運用開始したいというふうに考えております。

以上となります。よろしくお願いします。

○渡辺ひであき委員長 委員の皆さんも執行機関の皆さんも、トイレ休憩は御自分で判断して行かれてください。

それでは、何か質疑ございますか。

○佐々木まさひこ委員 私からは、短くやりたいと思います。

まず、報告事項区民部ですけれども、国民健康保険料外国人滞納者に関わる東京出入国在留管理

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

局との協力要請制度ですけれども、当部における外国人の国民健康保険料の滞納というのは、どのぐらいの人数いらっしゃるのでしょうか。

○国民健康保険課長 今、この外国人の滞納のところなのですが、パーセンテージで言いますと、77%程度ということになってまして。日本人の方が88%でございますので、約10%ほど低いという状況になっております。

○渡辺ひであき委員長 滞納が何人ぐらいいるかで。

○区民部長 引きますので、22.3%でございます。

○渡辺ひであき委員長 区民部長、人数分らないの。

○国民健康保険課長 今、外国人が1万3,000人ほどいるのですけれども……。

○渡辺ひであき委員長 2,500人ぐらい。

○国民健康保険課長 はい。そうです。

○佐々木まさひこ委員 委員長ありがとうございます。計算していただいて。

かなりの数がいらっしゃる、それから外国の方の人数というのはどんどん、どんどん今増えている状況でございますので、これはしっかり対策を練っていかねばいけないのだろうというふうに思います。

特に定住されてる方はあれですけれども、帰国されてしまう方、それで取れなくなってしまうというケースが多いのだろうというふうに思うのですが、そういうケースというのはどのぐらいあるのでしょうか。

○国民健康保険課長 この協力要請制度なのですが、そもそもが、入管との関係の中で在留期間が切れそうな方が3か月ぐらいを目途にやっていく形になりますので、また在留期間の関係が長い方、長いというかある方については、この抽出制度ではやっていかない。要するに3か月程度来てる方について絞っていきたいというふうに思っております。

○佐々木まさひこ委員 短期で在留して、日本の医

療を受けて、国保も払わず行ってしまうというのはちょっと悪質かなというふうに思うのですけれども。

先行実施してる自治体、10自治体ぐらいありましたかね。どの程度、収納改善効果確認されておりますか。

○国民健康保険課長 近隣区等々、私どもも聞かせていただいたのですが、やはり資産のある方については、一括で100万円程度納めたという事例もあると聞いてますので、かなり効果はあるものかなと思ってます。

○佐々木まさひこ委員 資産のある人は一括で払ってくれるのでしょうかけれども、分かりました。でもいずれにせよ、基本的には来年の6月以降は、そういう制度に全部移行するということですからね。そういうふうなしっかり運用していただきたいというふうに思いますし、外国人に限らず、日本の滞納も改善傾向にありますけれども、これも頑張っていたきたいというふうに思います。

あともう1点だけ。多文化共生ですね、外国の方、国保滞納するような方ではなく、日本と共生して一生懸命頑張っておられる外国の方いっぱいいらっしゃるわけですが、特にアンケートの中で若い世代ほど否定的な回答があったと。これを深掘りするということなのですが、この深掘りはどんな形で、もう1回、その方にアンケート掛けるのですか、それともどんな形でやるのですか。

○地域調整課長 深掘りとして、追加の調査をしたいというふうに思ってるのですけれども、回答いただいた方にもう一度行うのか、別の方に若い世代を限定して行うのか、そこについては今検討している段階ではございます。

○佐々木まさひこ委員 いずれにせよ、有効な方法でやってほしいなというふうに思います。

また、外国の方が8割台半ばで今後も住み続け

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

たいという希望があるということも、これもやっぱり、どういう要素でそうなってるのだろうというふうに推測されますか。

- 地域調整課長 何人かの個別に当事者といいますが、お伺いするところではやはり足立区住みやすいというふうにはおっしゃってありました。都心であるとか、交通の便も含め、また緑の部分が多かったりですか、物価の面も含めて住みやすいというふうにはおっしゃっていたところがございます。
- 佐々木まさひこ委員 住みやすい足立であり続けてほしいというふうに思いますが、多分家賃も比較的都心部なんかから比べると、大分安いだろうというふうに思いますが。

あと最後、在留資格で永住者の次に技術、人文知識、国際業務という資格で入られてる方、これが結構多いのですが、この間ニュースで、これの厳格化を進めるという話を言っていたようですが、そうなってくると、いわゆる外国人の、だから特定技能とか技能実習とか、これは足立は意外と少ないのですよね。そういった部分では、減ってくるのかなというふうにも思うのですが、そこら辺のところはどんな感想をお持ちですか。

- 地域調整課長 国の方の制度については、引き続き注視していきたいというふうに思いますが、技能、人文、国際業務という、いわゆる高度人材と言われる方が永住の次に今、足立区は多い状況になってまして。そこの方々は比較的収入面とかは安定してる方が多いというふうには思っているのです。ただ、そこの方々が、今後、国の制度によって厳格化されていくと、少しそこが減ってくると思います。
- 佐々木まさひこ委員 これで最後にしますが、ただこれいわゆる高度人材のはずが、意外とそうではない人が割と緩く入ってきてるという現状があって、だから逆に言えばそれが減額されるのであれば、本当にそういった人材が日本に来る

ことになるということですから、それはそれでいいことかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

- はたの昭彦委員 私からまず、私も最初に国民健康保険料の外国人収納対策について聞いていたのですが、そもそも外国人の収納率を向上、収納対策ということなのだけれども、確かに先行実施してる自治体では収納率が上がってる反面、人権問題として非常に慎重に取り扱うべき問題だと思うのですが、まずその認識をお伺いしたいと思います。

- 国民健康保険課長 今、はたの委員おっしゃったとおり、人権問題というか、そういったものは大切だと我々も思っております。この滞納の方々について協力要請制度を使うのは、あくまでも悪質ということでやらせていただきたいと思います。また、その方々の状況も聞かせていただきながら丁寧に行きたいというふうに思っております。

- はたの昭彦委員 悪質滞納者と書いてあるのですが、いわゆる、例えば日本人の区民であるが、1年以上滞納して何回も通知を出して、足立区役所に来て下さい、相談来て下さいといってもリアクションが全くないという方が、日本人の場合対象なのだけれども、同様と考えてよろしいのでしょうか。

- 国民健康保険課長 今、はたの委員、正に言っていたとおり、悪質滞納者の定義としまして、納付期限から1年を経過しても滞納があることであったり、差押えなど、そういった我々の方で積極的なアプローチをしても回収に至らなかったり、また文書催告等々、こちらから促しても全くリアクションないとか、そういったことで考えております。

- はたの昭彦委員 そういう対応をするとはいつても、入管に対して納付証明がない場合は、原則在

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

留審査の不許可をするということかというと、日本に滞在することはできないということかというと、強制送還にもつながることになると思うのですけれども、どうでしょうか。

○国民健康保険課長 その後の送ったものについては、あくまでも入管の方という形になるので、そういう方も中におられるかもしれません。

○はたの昭彦委員 在留資格、在留審査不許可ということは、不法滞在になっちゃうわけですから、そこで、不許可になれば即日入管に拘束されちゃうというようなことがあるのでね。そういう意味でいくと、日本人が、足立区民が国保に加入して、1年以上滞納して何のアクションなかったとしても、国外退去なんかならないわけですよ。そういう意味では、この国保の滞納のペナルティーとしては、私は重過ぎるというふうに思うのですね。それについてはいかがでしょう。

○国民健康保険課長 こちらにつきましては、今はたの委員おっしゃるとおりの御懸念というのは本当に私たちもあるかと思っておりますけれども、こちらの協力要請制度については、国の方も今後、始まる公共メッシュの関係もありますので、昨年度8月と1月にこういったことを是非活用してもらいたいということで、自治体の方に促しもありますので、そこは我々の方も、ある程度制度に乗ってやっていきたいというふうに思っております。

○はたの昭彦委員 だから、どっちかというところの制度は、収納対策というよりも国が不法外国人の排除という、今この間も500万円の資本金を3,000万円にという、これ以上日本にいられないみたいな、そういう流れの一環なのかなと思うのですけれども、その中でこのLGWAN回線を通じて提供する情報というのは、今言った滞納状況全体ではなくて、悪質滞納者のみということでまず確認でよろしいですね。

○国民健康保険課長 おっしゃるとおりでございます。

○はたの昭彦委員 それは、今年、去年の6月以降の公共サービスメッシュを活用した滞納情報を全国一斉でという、そこでも変わらないということでしょうか。

○国民健康保険課長 こちら公共メッシュのところについては、悪質滞納というよりも形はちょっと変わってくるのかなというふうに思っております。

○はたの昭彦委員 そうすると、先ほど言ったように収納対策というよりも、入管がどう判断するかと。例えば1か月でも2か月の滞納してれば、あんたは不良外国人ですよというレッテル貼って、不法滞在、不許可するということも実際としては行われる可能性はないとは言えないのではないかなと思うのです。どうでしょうか。

○国民健康保険課長 こちらについては入管のところの最後になりますので、ちょっと私たちも何とも言えないところありますけれども、可能性としては排除できないかと思えます。

○はたの昭彦委員 6月以降は、もう全国一斉でやられるということで国の方でやられるので、これは区として、拒否するわけは多分ないと思うのですけれども、少なくとも前倒しをして、足立区がやるべきではないということは申し上げておきたいと思えます。

次に、公衆喫煙所の設置経費補助の問題なのですが、民間事業については、これ我が党も繰り返し求めていたもので、やっとやっていただけということで、ありがたいと思うのですけれども。今後の方針の2番に、たばこ事業者と連携したたばこ販売店、コンビニエンスストア等へということかというと、実際にたばこを販売しているところの業者というか建物というか、それに限ってということなのではないでしょうか。

○地域調整課長 要件としては、たばこの販売を必須としてるわけではございませんので、ちょっと例えがあれなので、出てこない、例えばパチンコ店であったりとか、そういったところであっても

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

設置は可能というふうに考えております。

○はたの昭彦委員 その前に五反野の駅前に、公衆喫煙所設置については住民の方から根強い反対があつてということであれば、やっぱり無理こういうところで設置するよりも、区内事業者に協力をしていただいて、区が補助をして建てていくということは、やっぱりその方向で進めていただきたいと思います。

次に、足立区の多文化共生の推進計画策定に向けたということで、調査結果で先ほどありましたけれども、若い層で、やっぱり外国人★★好ましくないというような回答が多かったということで、よく連休なんかで外国に何十万人来ましたということを見ると、若い人たちがいっぱい行っているということである、外国の文化に親しむということは非常に大事なことで、私も意外だなというふうに思ったのですが、ただ一方で、やっぱり建設業や介護事業所なんかは、今外国の方がいないと実際にもう事業としてやっていけないという声があつて、この間も特養ホームの方とお話しときに、インドネシアの方で本当によくやってくると。ただ、本当に流暢な言葉を日本語を話すのだけれども、自分が利用者に説明するときに、日本語として不安があるときには、日本人の相談員の方に代わってくれるということでやるから非常に助かってるという話をしたので、やっぱり日本の私たちが暮らす中で、外国人の存在というのは欠かせないものになってるのだということは、区としても周知活動の中で、多文化共生という中では大いに周知して行ってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○地域調整課長 多文化共生という立場でございますので、外国人、日本人がお互いを尊重し合える、そういった環境をつくって行って、お互いが地域の活力になっていただくようにしていきたいというふうに私どもは思っております。

○はたの昭彦委員 本当に考え方も違うし、生活習

慣も違う中で、お互いに理解し合うというのはなかなか難しいですが、やっぱりそこはお互いを尊重し合いながらやっていくということが大事だと思います。

最後に、このギャラクシティの休館中の文化団体の助成制度なのですが、下に特別な利用により区施設が利用できない場合の助成で対応するというのは、この項番3番にある10の団体と、その他区長が必要と認めた文化事業ということなのですが、その他区長が必要と認めた文化事業というのは、例えばどういうことを指すのでしょうか。

○地域文化課長 現状どういうものがあるかというところ細かくは規定はしていないのですが、やはり区が行うべき共催に近い部分ですかね、区の方針に沿っていて、公共性のあるものがあるならば、これまで共催してなかったとしても、検討しなければいけないというのがあるかと思っておりますので、そういったものを想定しているという状況でございます。

○はたの昭彦委員 例えばの話、このギャラクシティを利用して、これまで区の後援を受けていた事業なんていうのは、当然対象になるかと思うのですが、どうでしょうか。

○地域文化課長 今回の助成制度につきましては、共催事業がもともと10割減免で利用料無料というところがスタートしておりまして、そこを有料化するということに関しては、やはり参加する団体であるとか、運営の中でなかなか難しいだろうというところの中での今回の助成制度でございます。

後援につきましても、半額というところにはなっておりますが、やれる範囲のところを、施設等をいろいろこちらの方も団体さんといろいろお話しておりますので、やれる施設等を御案内しながら、庁舎ホールであるとか竹の塚、梅田……。

○地域のちから推進部長 後援といった場合、まず

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

区の代替施設を御案内するのが先だと思います。
同じように使いますので、それ以外についてはここで区長と認めた文化事業とありますので、それ以外で何か事情がある場合には、当然御相談には乗りたいというふうなのが今のスタンスでございます。

○はたの昭彦委員 ただ、後援を受けてなくても、区民の皆さんが寄り添って集まって、やっぱりこのギャラクシティ使って、会場いっぱいにして合唱をやっていると、コンサートやっているとかがいうのがあるわけですから、そういうところが地域の中で利用できなくなってしまうということでしょう、やっぱり行きにくくなってしまいうということもありますから、是非、前向きに考えていただきたいと思いますので、これ要望として言っておきます。

○土屋のりこ委員 私もその国民健康保険の外国人に関してなのですが、先ほど悪質滞納者ということで基準枠として持っているということでおっしゃっていましたが、例えば病気や職を失ったとか、賃金が未払だとか、そういう生活困窮による滞納と納付能力がありながら納めない滞納というのは区別されるのでしょうか。

○国民健康保険課長 今土屋委員おっしゃっていたことは、区別していきたいというふうに思っております。

○土屋のりこ委員 入管に情報提供する前に、本人に対しても通知がされたり、本人が事情を説明したりとか、もし情報が誤っていた場合にその誤りを訂正するとか、そういった機会というのは保障されるのでしょうか。

○国民健康保険課長 今、土屋委員の御質問は、入管に送った後ということによろしいでしょうか。

○土屋のりこ委員 情報提供する前に。どちらでもいいです。

○国民健康保険課長 一応この後、我々の方向の入管とキャッチボールさせていただきますけれども、

そういったそごがあった場合は、入管にすぐに御連絡したいというふうに思います。

○土屋のりこ委員 分かりました。

それと、先ほども指摘がされたように、やっぱり人権の問題ということで重要なことだと思いますので、慎重な対応が必要だと思います。

先ほど来言われてるように、日本人であれば国保を滞納しても居住権を失うことはない、一方で、外国籍であれば国保滞納、在留資格に影響があるということで、この違いが外国籍住民の生活基盤とか家族生活に重大な影響を及ぼすという点で、非常に大事というか大切なことだと思いますし、収納率の向上という行政の目的と外国籍住民の居住、家族生活への影響との均衡について、区はきちんと検討はされたのでしょうか。

○国民健康保険課長 こちらについては、今、先発で走ってる区などの状況を確認しながら、検討させていただきました。

○土屋のりこ委員 どのように検討されましたか。

○国民健康保険課長 この滞納の状況と、この人権のところ、そして、我々これ日本人、外国人問わずなので、公正公平な国保料の関係がございまして、こちらについては日本人、外国人問わず、適正にやっていきたいということで検討させていただきました。

○土屋のりこ委員 気になるのが、滞納をなくすというところの均衡ではなく、納付相談につなげたりとか、困っている場合にどういうふうにきちんと丁寧に相談乗っていくのかということで、やっぱり区として目指すのは外国人を排除することではなく、安心して地域で暮らすと、そういう安心を提供するということだと思いますので、入管への情報提供というのは最後の手段であって、その前に多言語での相談支援とか、分納の相談であったりとか、そういったことはきちんと行われるのでしょうか。

○国民健康保険課長 今、土屋委員おっしゃってい

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ただいたようなことは、我々区としても、外国人のいろいろな問題ということで、こちら動画を編集したり、また分納のいろいろな相談とか、そういったものについても、窓口の方で翻訳機を使いながら丁寧にやらせていただきたいと思います。

○しづや竜一委員 時間も時間なので端的にあれなのですけれども、2点だけ。

絆のあんしん協力員制度の見直しで、ちょうど私も協力員に携わっている1人としてちょっと聞きたいのですけれども。これ、協力員と支援員の分けてるところで、今後、たしか絆のあんしんづくりの協議会とかもあるのですけれども、それはあれですかね、協力員の方々が支援員の方々と両方参加するみたいな形でイメージなのですか。それとも今までどおり協力員の方々が参加するというような。

○地域のちから推進部長 毎年3月にやってる協議会は、基本はいろいろな団体から選出された方で、見守りについて話ししてるので、この支援員とか、見守りの方たちではないはず。その方たちというのは年に1回とか2回、研修みたいな形で集まって、何ていうのですか、みんなとワークショップやって意見言ったりとか、講義を聞いたりとかという対応をしてるところです。

○しづや竜一委員 分かりました。

支援員の協力員の方々の活動当たりの支援というところで、情報交換、交流の場を希望するという方々が何か何人かいらっしゃるということで、その支援員の方々の在り方についても、協力員の方々と一緒になって意見交換していくということは、これは必要不可欠なことなのかなと思いますし、ワークショップとかで自分もちろん場に入ってますけれども、やっぱりその最近の区の事業のことがあったりとか、介護の状況であったりとか、先ほどの町会・自治会の加入率の低下の議題に上がったとか、そういったことを若い世代か

らケアマネから、様々この介護従事者と関わって、絆づくりというところで協議会で携わって話合いですこのワークショップ型の協議会は、かなり重要だなと思ってますので、今後においてはこれはどんどん、どんどん続けていってほしいと思う中で、支援員の方々のコミュニケーションも取っていただけたらと思うので、いかがですか、その辺については。

○地域調整課長 きちんと協力員、支援員それぞれとコミュニケーションを取りながら行っていきたいというふうに思っております。

○しづや竜一委員 分かりました。協力員と支援員と両方ね、両方というか、その方々同士でも何かあればいいと思うので。以上です。

あと、もう1点なのですけれども、花畑センター大規模改修工事のところで、休館中の運営で、どの別にそのセンターに限ってなののですけれども、今回体育館のトレーニングルームのところ、休館中の運営内容、運営禁止というところで、これ今まで使ってた団体というのはどういった団体ですか。スポーツ団体とか開放団体とか、今まで使ってた団体とかはありますか、ざっくりでいいのですけれども。

○スポーツ振興課長 ごめんなさい、今詳しい内容が今把握しておりませんので。ただ、基本的には地域の団体さん……。

○しづや竜一委員 スポーツとかで使ってますか。

○スポーツ振興課長 になるのかなと思います。

○しづや竜一委員 分かりました。

何が言いたいかというと、最近実は多分、委員の方々もそうなののですけれども、学校改修とか大規模改修とかに応じて、様々なスポーツ団体が、その間に使えなくなってしまうときのアプローチを、やっぱ今後、子どもたちが部活動が地域展開とかなったときに、そういった機会の場というのは絶対減らしてはいけないと思いますし、そういったときにはどういった団体がどういった対応

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

してるかという、例えば竹の塚地域とかで今度学校の大規模があつたりとか、そういったところで、スポーツセンターに朝6時から団体の代表の方が並んで、そういったところで施設を取ったりとかしてる状況なのです。そういったところで、やっぱり今後こういったセンターが休館になったときに、もちろんその団体の方々が全く使えないということは避けていただきたいですし、やっぱり子どもたちが試合とか、いきなり試合やって練習しないで試合やるというケース、実はこれ結構今増えてるのですよね。だから、それは本当にかわいそうだなというふうに思いますし、できれば、そういったところに関しても各団体に対して、ただ休館になりました、で終わりではなくて、その後に対してのアプローチ、やっぱりそのスポーツ団体の方々に対して、いやこういったところだったらちょっと空いてそうですので、こういったところを使ってみたらどうですかとか、そういう一言でいいので、今後そういった対応も是非とも考えていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○地域文化課長 今回花畑センター改修に当たりまして、利用者懇談会、毎月行っておりますので、そこで私の方が御説明に上がっております。ですので、近くの体育館等の空き状況等は、花畑センターを通じて相談に応じておりますので、ほかのセンターもいっぱいのところありますけれども、毎週だったところを月3回とか、少しずつ調整しながら使っていただけるように配慮していきたいと考えております。

○しぶや竜一委員 分かりました。

○太田せいいち委員 時間もあれですので、短めに何点かだけ質問させていただきます。

まず五反野の公衆喫煙所の件ですけれども、我が会派から質問をした際に、令和8年度中の設置を目指すというその当時の答弁でした。

今日の説明ですと、なかなか見通し苦しい感じ

かなというふうに受け止めたんですが、現状いかがでしょうか。

○地域調整課長 当時、令和8年度中の設置を目指すというふうに答弁をいたしまして、その後、実際に設置に向けた動きもしましたけれども、ただやはり近隣、近くなのというのですかね、近隣の方からの御意見などもございまして、現状としてはかなり難しい状況ではございます。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

それを踏まえての民間設置助成開始ということだというふうに思います。

くしくもさっきのやりとりの中で、パチンコ店の話が出ましたが、そういったところも含めて、可能性があるところに積極的に声掛けをするような予定はあるのでしょうか。

○地域調整課長 制度としてつくりましたので、広く周知をして、是非活用していただけるように促していきたいというふうに考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。是非お願いしたいと思います。

その上で、現状まず確認ですけれども、ポイ捨てについては定点調査継続してやっていただいているというふうに思いますが、やはり五反野近辺は厳しいというか、かなり出ているという状況でよろしいのでしょうか。

○地域調整課長 昨年度の経年で見ても、かなりやはり路上喫煙者がいるという状況ですので、区としては喫煙所の設置もそうですし、また路上のパトロール、そういったところは重点的に行っていくというふうに考えていいですはい。

○太田せいいち委員 是非、事前の策というか、それまでの間のパトロールの強化もお願いしたいというふうに思います。

最後に、絆のあんしん協力員制度の見直しについてです。

まず確認ですけれども、今回協力員と支援員分けていただくということで、役割を明確化すると

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ということなのですが、区として期待している具体的な効果はどういったところを狙っているのでしょうか。

○地域調整課長 これまでですと、1つの制度の中で、かなり積極的にやっていただいている方と、登録したことすらなかなか覚えてないような方もいらっしゃるって、そこを少しまず明確にして、地域包括支援センターとうまくコミュニケーションを取りながらやっていただけるようにしていきたいというふうに考えているところです。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

その上で、もし今後、支援員のいろいろな役割を担っていただくということが考えられるかなというに思いますので、例えば今、孤立ゼロプロジェクトの訪問調査、町会に担っていただいている部分が多いですが、なかなか町会で対応するのが難しくなっている町会も出てるかと思います。そういったところに支援員の方回っていただいて、協力いただくというのもあるかなというに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○地域調整課長 現状として、町会の方々の調査が難しくなっているというところがございます。御意見ありましたことも検討させていただきますけれども、まず今年度につきましては、モデル的に区が郵送で見守りを希望するかどうかの調査をするということを始めておりますので、そういったところも活用していきたいというふうには考えております。

○太田せいいち委員 ありがとうございます。

その上で、支援の方、役割、責任が重くなってくるかと思います。モチベーションをどう維持するかということなのですが、有償ボランティアにするという考え方もありますし、何かしらのポイントとか、インセンティブとかということも考えられるかと思うのですが、現状区で考えていることは何かございますでしょうか。

○地域調整課長 そこは大きな課題だというふうに

思っておりまして、私どもも何かしらインセンティブなりを設けていきたいというふうには思っておりますが、まだ具体的なところまでは至っておりません。

○太田せいいち委員 是非その辺も詳細な検討をお願いしたいなというふうに思います。

最後に、研修等の中で、それぞれ協力員、支援員、それぞれに適した研修を行っていくというのがあります。

特に、逆に今度は協力員の方、手軽になるのがメリットですので、研修もできるだけ手軽な形がよいのではないかなというふうに思います。オンラインとか動画視聴とか、ライトなやり方が適当ではないかなというふうに考えるのですが、その点いかがでしょうか。

○地域調整課長 今回支援員と協力員それぞれに分けて、それぞれの内容で研修を行っていきたく思います。やり方につきまして動画ができるかどうかも含めてですけれども、検討はしたいというふうに思います。

○太田せいいち委員 お願いします。

以上です。

○渡辺ひであき委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺ひであき委員長 質疑なしと認めます。

————— ◇ —————

○渡辺ひであき委員長 次に、その他を議題といたします。

何かございますか。

○土屋のりこ委員 1つだけ、あだち読書通帳の件なのですが、ここで導入後の効果、確認されていないと、さらっと書かれてるので、それはいかなものかというか、看過できないので、ちょっと一言だけなのですが、導入効果が確認されていないと、どのような指標で効果を判断

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

されたのかとか、効果がないということなのか、調査していないということなのか、そのあたりどう把握されてるでしょうか。

- 中央図書館長 ★★の方に電話によるヒアリングを行ったのですが、大人の方には好評だったのですが、その子どもの方からの意見とか、そういったものは特に聞いてなくて、他自治体の方が確認ができてないというところで、現状特に効果がないというところで回答をいただいたところでございます。
- 土屋のりこ委員 確認ができていないだけということは、効果がないとはっきりしたということではないのではないかと思います。どこかの自治体か分かりませんが、ほかの私が見た記事では、導入後、貸出し冊数が増えたという成果があったというふうにも書かれているので、その軽々に判断という結論づけるのではなく、もうちょっと研究調査なりしていただきたいということと、今の子どもたちデジタルネイティブ世代ということで、学校では1台端末を持って、ICT化ということで進められている中ですので、今すぐということではなく、金額印字だけに限らず、行く行くはやっぱりそういったそのデジタル的な感じで記録できたりとか、アナログ的に手書きをすることではなく、印字できるというふうなことであつたりとか、そういったようなことにもデジタル化についての検討を読書通帳に関しても、行く行くはデジタル化についての検討というのは、10年後か1年後か分かりませんが、必要になってくるのではないかなと思いますが、そういったことに関してはどうお考えでしょうか。
- 中央図書館長 現状の読書通帳は、図書館の本だけではなくて、自分が購入した本ですとか、読んだ本も、手書きでまたそこにも書けるというよさがあるとは思っております。しかしながら、土屋委員おっしゃるとおり、他自治体の状況につきましても引き続き、その後の状況についても確認し

ていきたいと思っております。

○土屋のりこ委員 行政もDXを推進ということでありますので、こういった形でか、今おっしゃったその借りた本以外の方も記入できるような仕組みのデジタル化ということでもいいのではないかと思いますし、読書通帳、せっかくいい仕組みだと思いますので、そういったもののデジタル化についても調査研究していただきたいと要望して終わります。

○渡辺ひであき委員長 他に。

○国民健康保険課長 先ほど外国人の人数の関係なのですが、先ほど私が申し上げた77%というのは、収納率、金額ベースで見たものでございまして、人数ベースで言いますと約4,000人というふうになっております。

○渡辺ひであき委員長 ありがとうございました。

以上で区民委員会を終了いたします。

午後3時30分閉会